

大阪府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や介護分野の職員の支援等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱（令和2年6月19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日付け厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）に基づき、民間団体等で知事が適切と認める者が実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業等）

第2条 補助金の補助事業、対象経費及び補助額は別記のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第4条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

- （1）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金に係る交付申請書（様式第1号）
- （2）その他知事が必要と認める書類

（経費等の内容変更等）

第4条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

（交付の条件）

第5条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業に要する経費の各事業区分間の経費配分を変更する場合（第4条に規定する軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業実施計画を変更する場合（第4条に規定する軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産（以下「補助事業により取得等した財産」という。）については、知事が定める期

間（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき定められた「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）による期間をいう。以下同じ。）を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。

- （6）規則第 19 条の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪府に納付させることがある。
- （7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （8）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 2 号）により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を大阪府に納付すること。
- （9）補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- （10）知事は、補助事業者が規則第 5 条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降に執行した経費に限る。

（変更交付の申請）

第 6 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事と協議の上、第 3 条の規定に準じて、速やかに行うものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 補助金の交付の申請をした者は、規則第 7 条の規定による通知を受け取った日から起算して 10 日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の交付）

第 8 条 知事は、規則第 5 条の規定による補助金の交付の決定後、その交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。ただし、知事は、第 10 条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付することができる。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金実績報告書（様式第 3 号）（以下「実績報告書」という。）を、補助事業の完了した

日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が前条第1項により補助金の全部又は一部の概算払を受けている場合には、精算書（様式3-1）を実績報告書に添付し、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（立入調査）

第11条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について府に返還することを命ずる。

- 2 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の（1）から（4）のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- （1） 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき
- （2） 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- （3） 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があった時
- （4） 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

（他の補助金等との重複の禁止）

第13条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記

補助事業、対象経費及び補助額等

1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

介護サービス事業所・施設等が、感染症対策を徹底した上で、介護サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

(1) 補助対象サービス

表1に規定するサービス

(2) 補助対象施設等

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所（訪問系サービス事業所（※1）、通所系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、及び多機能型サービス事業所（※4）をいう。以下同じ。）及び介護施設等（※5）

※1 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

※2 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

※3 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

※4 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

※5 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

（以下、※1～5を総称して「介護サービス事業所・施設等」という。）

(3) 補助対象経費

以下のアからセに規定するかかり増し経費について補助を行う。

ア 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入

イ 外部専門家等による研修実施

ウ （研修受講等に要する）旅費・宿泊費、受講費用等

エ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等

オ 感染防止を徹底するための面会室の改修費

カ 消毒費用・清掃費用

キ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費

ク 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料

ケ 自動車の購入又はリース費用

コ 自転車の購入又はリース費用

サ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）

シ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料

ス 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

セ 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場

合)

- ソ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
- タ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービス等の提供時では想定されないもので、国実施要綱の目的に反しないと府が認める費用

(4) 補助額

補助金の交付額の算定に当たっては、表1の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

表 1

1 対象事業所・施設（※1）		2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所介護事業所	通常規模型	892	事業所	1（3）補助対象 経費のとおり	10分の10
	大規模型（Ⅰ）	1,137	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	1,480	事業所		
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		384	事業所		
認知症対応型通所介護事業所		375	事業所		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939	事業所		
	大規模型（Ⅰ）	1,181	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	1,885	事業所		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		44	定員		
訪問介護事業所		534	事業所		
訪問入浴介護事業所		564	事業所		
訪問看護事業所		518	事業所		
訪問リハビリテーション事業所		227	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	事業所		
夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所		
居宅介護支援事業所		148	事業所		
福祉用具貸与事業所		148	事業所		
居宅療養管理指導事業所		33	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所		475	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	事業所		
介護老人福祉施設		38	定員		
地域密着型介護老人福祉施設		40	定員		
介護老人保健施設		38	定員		
介護医療院		48	定員		
介護療養型医療施設		43	定員		
認知症対応型共同生活介護事業所		36	定員		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）		37	定員		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）		35	定員		

（※1） 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

2 介護サービス再開に向けた支援事業

高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について、次の（１）及び（２）の支援を行う。

（１）在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

ア 補助対象サービス

表２に規定するサービス

イ 補助対象施設等

令和２年４月１日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行う在宅サービス事業所（訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所をいう。以下同じ。）であり、具体的には、次の（ア）及び（イ）のとおりとする。

（ア）在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く）

在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染症対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う事業所

（イ）居宅介護支援事業所

在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行う事業所

ウ イに関する留意事項

（ア）「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去１か月の間、当該在宅サービスを１回も利用していない利用者をいう。（居宅介護支援事業所においては、過去１か月の間、在宅サービス事業所のサービスを１回も利用していない利用者（ただし利用終了者を除く））

（イ）「～の確認」とは、１回以上電話又は訪問を行うとともに、記録を行うことをいう。

（ウ）「連携を行う」とは、１回以上電話等により連絡を行うことをいう。

（エ）「調整等を行う」とは、希望に応じた所要の対応を行うことをいう。

（オ）実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

エ 補助額

補助金の交付額の算定に当たっては、表２の第１欄に定める対象施設・事業所ごとに、第２欄に定める基準単価及び第３欄に定める単位を乗じた額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

なお、１事業所・施設における１利用者につき１回までの助成とする。

表 2

1 対象事業所・施設（※１）		2 基準単価（千円）	3 単 位	4 補助対象施 設等	5 補助 率
通所介護事業所	通常規模型	（電話による確認の場合）1.5 （訪問による確認の場合）3	利用者	2（１）イ 補 助対象施設等の とおり	10分の10
	大規模型（Ⅰ）		利用者		
	大規模型（Ⅱ）		利用者		
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）			利用者		
認知症対応型通所介護事業所			利用者		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型		利用者		
	大規模型（Ⅰ）		利用者		
	大規模型（Ⅱ）		利用者		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			利用者		
訪問介護事業所			利用者		
訪問入浴介護事業所			利用者		
訪問看護事業所			利用者		
訪問リハビリテーション事業所			利用者		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			利用者		
夜間対応型訪問介護事業所			利用者		
居宅介護支援事業所	電話による確認（※2）	1.5（看護師等（※3）が協力 した場合：4.5）（※4）	利用者		
	訪問による確認（※2）	3（看護師等（※3）が協力し た場合：6）（※4）	利用者		
福祉用具貸与事業所		（電話による確認の場合）1.5 （訪問による確認の場合）3	利用者		
居宅療養管理指導事業所			利用者		
小規模多機能型居宅介護事業所			利用者		
看護小規模多機能型居宅介護事業所			利用者		

（※1） 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

（※2） 1利用者につき、併給不可である。

（※3） 看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

（※4） 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと

(2) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

ア 補助対象サービス

表3に規定するサービス

イ 補助対象施設等

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

ウ 補助対象経費

以下の(ア)から(カ)に規定する「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用について補助を行う。

(ア) 長机、飛沫防止パネルの購入費

(イ) 換気設備の購入及び設置に要する経費

(ウ) (電動) 自転車等の購入又はリース費用

(エ) タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)

(オ) 感染防止のための内装改修費

(カ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービス等の提供時では想定されないもので、国実施要綱の目的に反しないと府が認める費用

エ 補助額

補助金の交付額の算定に当たっては、表3の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

表 3

1 対象事業所・施設（※1）		2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所介護事業所	通常規模型	200	事業所	2（2）ウ 補助 対象経費のとおり	10分の10
	大規模型（Ⅰ）	200	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	200	事業所		
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		200	事業所		
認知症対応型通所介護事業所		200	事業所		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	200	事業所		
	大規模型（Ⅰ）	200	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	200	事業所		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		200	事業所		
訪問介護事業所		200	事業所		
訪問入浴介護事業所		200	事業所		
訪問看護事業所		200	事業所		
訪問リハビリテーション事業所		200	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200	事業所		
夜間対応型訪問介護事業所		200	事業所		
居宅介護支援事業所		200	事業所		
福祉用具貸与事業所		200	事業所		
居宅療養管理指導事業所		200	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所		200	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		200	事業所		

（※1） 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。